

## 原子力災害対策マニュアルの改訂について

平成 27 年 12 月 18 日  
原子力防災会議幹事会

## 1. 趣旨

本マニュアルは、防災基本計画等を踏まえ、原子力災害時の政府一体としての具体的な対応体制、応急対策の実施における関係省庁との連携等の活動要領を規定したものである。本マニュアルは、原子力防災会議の下部組織である幹事会（局長級）で決定し、原子力防災会議に報告することとしている。

今般、平成 26 年 10 月 14 日に内閣府本府組織令等の一部を改正する政令が施行され、内閣府に原子力防災担当の政策統括官等が新設されたことを踏まえ、組織体制の変更を行ったことに加え、全体構成の再整理等のため、改定を行った内容について報告する。

## 2. 主な改訂事項

- (1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態において設置される本部を原子力規制委員会単独から内閣府との合同本部に変更。あわせて、原子力災害対策本部について、事務局長を内閣府政策統括官に変更。
- (2) 原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）にオンサイト、オフサイトの総括を行うオンサイト総括、オフサイト総括をそれぞれ設置。
- (3) 組織関係と個別業務で分けられていた第 1 編と第 2 編を統合し、事故の事態別に再整理。